

鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年2月25日

鏡野町長 山崎 親男

鏡野町告示第10号

鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、後付けの踏み間違い急発進等抑制装置を整備した高齢運転者に対する補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、鏡野町補助金等交付規則（平成17年鏡野町規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、町内に居住する高齢運転者に対して、自動車に後付けする踏み間違い急発進等抑制装置の整備について、予算の範囲内で支援することにより、高齢運転者の交通事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において「踏み間違い急発進等抑制装置」（以下「抑制装置」という。）とは、次の各号いずれかのものをいう。

- (1) 自動車のアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違い防止のために、誤操作を解消する装置を取り付けたペダル
- (2) 自動車のペダル踏み間違い時加速抑制装置（前方又は後方に障害物がある状況で、ブレーキペダルを踏むべき時に、誤ってアクセルペダルを急に踏み込んだ場合に、急加速を抑制する装置をいう。）

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 町内に住所を有し、申請時に満65歳以上であること。
- (2) 営利を目的としない、かつ、自ら使用する自動車へ整備するものであること。
- (3) 自動車運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有していること。
- (4) 補助対象自動車に係る自動車検査証に記されている使用者と一致すること。

(5) 町税等を滞納していないこと。

(整備事業者)

第5条 本補助金の交付の対象となる整備は、地方運輸局長から自動車分解整備事業の認証を受けた岡山県内の事業者が整備したものとする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費は、第3条で規定する抑制装置の整備に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金と同様の目的の補助金(国、都道府県その他団体によるものを含む。)の交付を受けた場合は、当該補助金の額を本補助金の対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第7条 本補助金の額は、前条で定める費用の3分の2以内の額とし、10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 同一補助対象者に対する本補助金の交付は、1回に限るものとする。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 抑制装置の整備に係る費用の見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、本補助金交付の適否を決定し、その旨を鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第10条 本補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その

決定通知を受けた後において、本補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、抑制装置の整備が完了したときは、完了の日から30日以内又は本補助金交付決定年度の末日のいずれか早い日までに、鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 抑制装置の整備に係る明細書及び領収書等の写し
- （2） 整備完了後の写真
- （3） 整備した抑制装置の説明書等の写し
- （4） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めた場合は、交付すべき本補助金の額を確定し、鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金額の確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、本補助金の支払を受けようとするときは、鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し及び返還）

第14条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した本補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） 虚偽又は不正の事実に基づいて、本補助金の交付を受けたとき。
- （2） 本補助金の交付条件に違反したとき。
- （3） その他本補助金の用途が不適切と認められるとき。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 本補助金を受けて整備した抑制装置は、適正に管理するとともに、本補助金受領後、1年間は処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄又は担保に供すること等）の本補助

金の交付目的に反する行為をいう。)してはならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付申請書

年 月 日

鏡野町長 様

申請者 住 所
氏 名 (印)
生年月日 年 月 日 (歳)
電話番号

年度において鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金の交付を受けたいので、鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助事業に要する費用	円
補助金申請額	円
整備する車両	メーカー及び車名 ()
	自動車登録番号 ()
添付書類	(1) 運転免許証の写し (2) 自動車検査証の写し (3) 抑制装置の整備に係る費用の見積書 (4) その他 ()

鏡野町補助金等交付規則第 4 条第 3 項の規定により、補助金等交付決定審査のため、納税等状況を調査することについて同意します。

申請者氏名 (印)

申請内容に対する審査	審査所見		審査	年 月 日 (職・氏名) (印)
	税等確認		確認	(課) (印)

様式第2号（第9条関係）

鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで交付申請のあった 年度鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金事業については、鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

鏡野町長



- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで交付申請のあった年度鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金事業とし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助金の内容が変更された場合においては、別途変更承認申請を行い、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 3 補助事業は、鏡野町補助金等交付規則に従わなければならない。
- 4 交付決定に係る条件

様式第3号（第9条関係）

鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金不交付決定通知書

第 号

様

年 月 日付で交付申請のあった 年度鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金事業について、鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり不交付決定をしたので通知します。

年 月 日

鏡野町長



不交付の理由

様式第4号（第10条関係）

鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金変更承認申請書

年 月 日

鏡野町長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日（ 歳）
電話番号

年 月 日付けで交付決定通知のあった 年度鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金事業を下記のとおり変更したいので、鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付要綱第10条の規定により、承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類

様式第5号（第11条関係）

鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金実績報告書

年 月 日

鏡野町長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日（ 歳）
電話番号

年度において鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金事業の実績を鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金の額 円
- 2 補助事業に要した費用 円
- 3 添付書類
 - (1) 抑制装置の整備に係る明細書及び領収書等の写し
 - (2) 整備完了後の写真
 - (3) 整備した抑制装置の説明書等の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）

鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金額の確定通知書

第 号

様

年 月 日付け 第 号で補助金等額の交付の決定を通知した 年度鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金事業の補助金の額を 円に確定したので、鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

鏡野町長



様式第7号（第13条関係）

鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金請求書

年 月 日

鏡野町長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日（ 歳）
電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった 年度
鏡野町自動車急発進等抑制装置整備費補助金については、下記のとおり支払を請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

農協 銀行 信用金庫	本店	口座の種類	普通 ・ 当座				
	支店	口 座 番 号					
フリガナ 口座名義人							

口座名義人は、申請（請求）者と同一であること。